

川口市文化振興基金条例

(設置)

第1条 市民の自主的な文化及び芸術に関する活動に対する支援及び奨励に要する経費の財源に充てるため、川口市文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 次号に掲げるもののほか、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額
- (2) 基金への積立てを指定された寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、市民の自主的な文化又は芸術に関する活動に対する支援又は奨励に要する経費の財源に充てる場合に限り、その一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年12月25日から施行する。